

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 6 月30日

【会社名】 株式会社 ちゅうぎんフィナンシャルグループ

【英訳名】 Chugin Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 加藤 貞則

【本店の所在の場所】 岡山市北区丸の内一丁目15番20号

【電話番号】 岡山（086）223局3110番(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 劔持 直紀

【最寄りの連絡場所】 岡山市北区丸の内一丁目15番20号
株式会社 ちゅうぎんフィナンシャルグループ

【電話番号】 岡山（086）223局3110番(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 劔持 直紀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2023年6月23日開催の当社第1回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

イ. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金16円

総額 2,939,197,664円

ロ. 効力発生日

2023年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役として、加藤貞則、原田育秀、宮長雅人、山本総一、福原賢一を選任する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、金銭報酬として「基本報酬（確定金額報酬）」および「業績連動報酬（賞与）」、非金銭報酬として第5号議案にて付議する「譲渡制限付株式報酬」により構成する。社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、金銭報酬として「基本報酬（確定金額報酬）」のみにより構成する。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬（確定金額報酬）の総額を年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、業績連動報酬（賞与）の総額を年額110百万円以内とする。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は年額70百万円以内とする。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」に関する報酬枠とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	1,431,662	2,884	150	(注)1	可決 99.41
第2号議案				(注)2	
加藤貞則	1,412,610	21,935	150		可決 98.08
原田育秀	1,418,319	16,227	150		可決 98.48
宮長雅人	1,410,424	24,122	150		可決 97.93
山本総一	1,422,520	12,026	150		可決 98.77
福原賢一	1,425,949	8,596	150		可決 99.01
第3号議案	1,371,298	63,041	357	(注)1	可決 95.21
第4号議案	1,427,554	6,784	357	(注)1	可決 99.12
第5号議案	1,366,053	68,493	150	(注)1	可決 94.85

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上